

てくてく通信



新年あけましておめでとうございます

今年は、午年(うまどし)です。より正確には今年の干支は丙午(ひのえうま)とされています。丙午は「火」の力を持つ丙と、俊敏で独立心の強い午が重なる年で、勢いとエネルギーに満ちた活動的な年とされます。

包括支援センターは新たに2名職員が増え、皆様が住み慣れた地域でその人らしい生活を送るために、「チーム」で地域の皆様の支える活動をしています。

今年も中部地域の皆さんの力になれるよう、職員一同頑張ってまいります。

新たな年が皆様にとってよい年になりますように。本年もどうぞよろしくお願いいたします。



もの忘れ相談会を開催



「もの忘れや認知症のことで悩んでいませんか？」

廿日市市では、令和4年9月から、認知症の早期受診を目指して

『もの忘れ相談会』を開催しています。

認知症の理解・相談場所の普及啓発、認知症に関することを気軽に相談できる場として、商業施設や市民センター等へ出向き、相談会を行っています。今年度、中部地域では、病院や市民センター、広島銀行宮内支店、地域包括支援センターなど、場所をかえて相談を受けています。

『最近もの忘れが多くて困っている』

『もの忘れのことでどこかに相談したい』

『今までと違った様子がみられる』など、



《広島銀行 宮内支店にて》

ご家族や友達に関することその他、お身体の不調などで日常生活での不安や難しさを感じておられる場合も、この場を利用してご相談ください。

廿日市市の地域包括支援センターには、『認知症地域支援推進員』が配置されており、ちょっとしたもの忘れのことから認知症の症状やその接し方など、色々な状態に応じた相談を受け付けています。

次の開催は、**令和8年1月27日(火)10:00～11:00**

広島銀行宮内支店にて予定しております。

ご興味をお持ちの方は、どうぞお気軽にお立ち寄りください。皆さまのお越しを心よりお待ちしております。

《2月は包括はつかいち中部にて2月13日(金)

9:00～12:00にて開催》



《個別相談窓口》

※包括支援センターは予約なし無料でご利用いただけます。
休み(土・日・祝) / 年末年始(12月28日～1月4日)

ある日のテク子さん

～成年後見制度って？編～

グランドゴルフや百歳体操への参加も続けているカツ男さん。心も身体もすっかり元気になりました。お正月休みも終わり、久しぶりに百歳体操へ参加しました。そこで、一人暮らしをしているゴルフ仲間の敏郎さんの事が気になりました。

敏郎さんは以前から一人暮らしを心配しつつ、将来の資産管理に悩んでいました。

テク子「とりあえず、近くの包括支援センターへ行ってみようやあ」と声をかけ、敏郎さんとテク子さんは地域包括支援センターを訪ねました。

敏郎「ワシには子供がおらんし、妻は他界しとるけえ身寄りがおらんのです。今はなんとかやりよるけど、自分で管理や判断ができなくなったらどうしたらええんですか」

包括「それなら、成年後見制度というものがありますよ。敏郎さんの場合は任意後見制度の利用を考えてみてでもいいかもしれませんね。」敏郎さんは、パンフレットを見ながら、包括の職員から話を聞く事ができました。

敏郎「そういう制度があるんじゃないか。それを知って、少し安心できたよ」

敏郎さんの不安を少し解消することができ、テク子さんもカツ男さんもほっと一安心です。



広島郷土料理

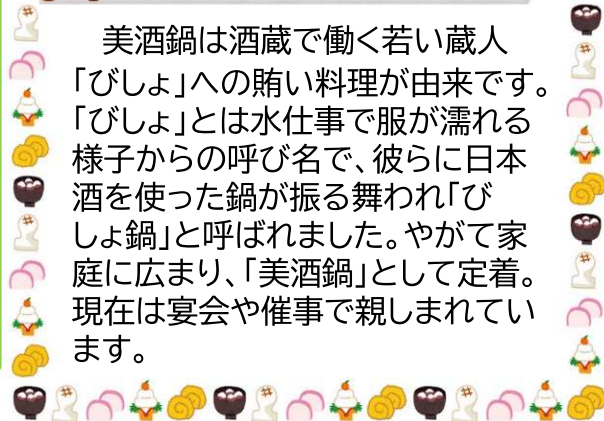


発祥：東広島市

今回の料理

美酒鍋 (びしょなべ)

美酒鍋は酒蔵で働く若い蔵人「びしょ」への賄い料理が由来です。「びしょ」とは水仕事で服が濡れる様子からの呼び名で、彼らに日本酒を使った鍋が振る舞われ「びしょ鍋」と呼ばれました。やがて家庭に広まり、「美酒鍋」として定着。現在は宴会や催事で親しまれています。



～成年後見制度とは～

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分の人は、不動産や預貯金などの財産管理や、介護、福祉サービスを利用するための手続きや契約等を結んだりすることが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても判断ができずに契約を結んでしまい、訪問販売や振り込み詐欺などの悪質商法の被害にあうおそれもあります。

このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

～成年後見制度のしくみ～

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度は、現在すでに認知症や知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が十分ではない人が対象になり、本人の判断能力の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの制度に分かれます。

一方、任意後見制度は、現在は判断能力が十分ある人が、将来、認知症などで判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ誰にどのような支援をしてもらうかを契約しておく制度です。

成年後見制度

法定後見制度

すでに判断能力が不十分な場合

後見



判断能力が
全くない

保佐



判断能力が
著しく不十分

補助



判断能力が
不十分

任意後見制度



委任契約

将来、判断能力が不十分になった場合に備えて後見人を自分で選んでおく制度

発行元：地域包括支援センターはつかいち中部

住所：廿日市市宮内4286-1 ☎ 0829-20-4580 FAX 0829-20-4590

営業時間 8:30～17:15(土・日・祝休み)